

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除	業 務	業 務	業 務	業 務	業 務	業 務	業 務	業 務
試験研究費の額	1							
控除の対象計算試験研究費	同上のうち特別試験研究費以外の額	2						
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3						
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4						
増減計算試験研究費割合	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5						
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6						
	増減試験研究費割合 (6) / (5)	7						
合算する事業年度の計算開始日以前に試験研究	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8						
	試験研究費割合 (1) / (8)	9						
	試験研究費割合	9						
税額控除割合の計算	設立事業年度の場合又は(5) = 0の場合	10	0.085					
	(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	11						
	(10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	12						
	(9) > 10%の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13						
税額控除割合 $((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14							
税額控除限度額 (4) × (14)	15							
計算		18						
		19						
	当期税額基準額							
		20						
	当期税額控除可能額 $((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「26」, 「29」又は「31」)$	21						
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	22							
法人税額の特別控除額 (21) - (22)	23							

【No.39】 1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
 (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分